

令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和7年5月13日
国立大学法人鹿屋体育大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和6年度の取組

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定、令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約、⑤建築物の設計に係る契約、⑥建築物の維持管理に関する契約、⑦産業廃棄物処理に係る契約のうち、①について以下のとおり環境配慮契約がなされた。

（1）電気の供給に係る契約

令和6年度においては、環境配慮契約方式（裾切り方式※）による競争入札の結果、不調により随意契約を締結した電力需給契約に基づき、電気の供給を受けた。

（※）当該入札の申込者のうち、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギー活用状況、新エネルギー導入状況及びグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量に係る数値をそれぞれ点数化し、その合計が基準以上である者の中から、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするもの。

なお、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業（E S C O事業）に係る契約、⑤建築物の設計に係る契約、⑥建築物の維持管理に関する契約、及び⑦産業廃棄物処理に係る契約については該当がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

学内の物品購入等契約及び工事契約担当部署に対して、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮されている物品の調達等を推進するよう周知を図った。